#### 在宅医療支援システム研究会次第

日時 令和6年5月28日(火) 18時30分~ 場所 介護老人保健施設くろかみ 研修室

- 場所 介護老人保健施設くろかみ 研修室 1 開 会 2 あいさつ
- 3 報告、情報提供
  - ① 新見市高齢者支援課より
  - ② 新見市健康医療課より
  - ③ 岡山県備北保健所新見支所より
  - ④ 新見市社会福祉協議会より
  - ⑤ 岡山県介護支援専門員協会新見支部より
  - ⑥ 新見医師会より
  - ⑦ まんさくより
- 4 協議事項

次回開催日 令和 6 年 月 日( )

#### 令和6年度 新見市社会福祉協議会事業について



#### 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、法律によって「地域の社会福祉活動を推進する営利を目的としない 民間組織」と定められ、全国の市町村に設置されています。そして、それぞれの市町村で、 地域住民、ボランティアや福祉関係者・団体、行政機関等の参加・協力のもと、「福祉のま ちづくり」を目指したさまざまな活動を行っています。

#### 基本理念

にこにこ いきいき みんなでつくろう やさしいまち ~地域共生社会の実現に向けて~

#### 基本目標

- 1 福祉の心を育てよう
- 2 ともに支えあおう
- 3 ふだんの暮しを支えよう

#### 基本方針

本会では、令和2年度から令和5年度まで第3次新見市地域福祉活動計画に基づき、地域福祉の推進を図ってまいりましたが、その間、少子高齢化、人口減少が急速に進むとともに、新型コロナウイルス感染症の流行等の影響により、生活困窮者の増加や人と人とのつながりの希薄化など、これまで見えていなかった複雑・多様化した生活上の課題を抱える人や世帯が顕在化してきました。

こうした中、すべての市民が、地域の一員としてのつながりを持ち、住み慣れた地域でともに支え合うことによって、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指し、令和5年度にこれまでの基本理念「にこにこ いきいき みんなでつくろうやさしいまち~地域共生社会の実現に向けて~」を継承した第4次新見市地域福祉活動計画を策定しました。

また、併せて、この地域福祉活動計画を推進する上での基盤となる財政、組織体制、人材確保や職員像などを定めた第1次総合経営計画を令和5年度に策定しました。この中で、新たに設けた「人と地域の明日のために オール社協で支える笑顔の暮らし〜みんなの人生に彩りを〜」という経営理念や、経営方針・職員行動指針に従い職員一丸となって地域福祉の推進に取り組んでまいります。

令和6年度は、第4次新見市地域福祉活動計画の初年度にあたり、基本理念の達成に向けて定めた3つの基本目標に基づいて各種事業の推進を図ってまいります。

まず、基本目標1「福祉の心を育てよう」では、地域での活動発表や記念講演など福祉 大会を引き続き開催するとともに、新たにインスタグラムの開設など様々な広報手段を活 用し、福祉意識の啓発と本会の活動について幅広い年代への周知に努めてまいります。ま た、地域福祉の貴重な財源である会員会費の使途についてのPRを強化し、加入促進を図 ってまいります。

福祉教育の推進では、ちょボラや夏のボランティア体験などにより、地域でのボランティア体験の機会を提供し、小学生から高校生までの福祉意識の醸成を図ってまいります。

災害ボランティアの推進では、本年1月に発生した能登半島地震をはじめ、全国各地で災害が頻発していることから、被災市町村への職員派遣等、可能な支援を行うとともに、本市での発災を想定しての災害ボランティアセンターの設置訓練や、個人・団体の災害ボランティアの養成を推進してまいります。また、各地域のニーズに即した各種ボランティアや支え合い活動の講座を開催し、福祉意識の醸成に努めてまいります。

次に、「基本目標 2 ともに支えあおう」では、本年 4 月に孤独・孤立対策推進法が施行されることから、"ストップ孤立"訪問事業として、ひとり暮らし高齢者訪問などの各種訪問事業による見守り活動の充実を図るとともに、ふれあいサロンなどの居場所や集いの場の新規立ち上げ応援事業を実施するなど、地区社協や民生委員等と連携し、より一層、身近な地域での孤立防止を推進します。

また、福祉連絡会や小地域ケア会議等の開催などを通じて、地域に定着してきた福祉委員の活動支援や、民生委員児童委員をはじめ地域内の福祉関係団体やサービス事業者との連携強化を図るとともに、地域住民と生活支援コーディネーターなどの専門職が一緒になって必要な生活支援サービス等の創出や地域福祉活動の好事例を紹介するなどの支援を行い、地域支え合い活動の推進に努めてまいります。

さらに、地域活動の担い手育成の研修会を新たに各地区単位で実施するなど、地区社協の支え合い活動の支援を行うとともに、既存組織との連携強化を図り地域運営組織の設立支援や地区社協の基盤強化に努め、地域共生社会の実現を目指してまいります。

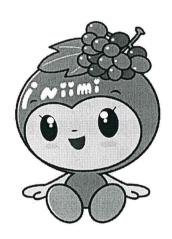
次に、「基本目標3 ふだんの暮らしをささえよう」では、新見市生活相談支援センターを中心に相談窓口の周知に努め、生活困窮・ひきこもりなどあらゆる生活上の相談に対応するとともに、関係機関と連携して解決に向けきめ細やかな支援を行ってまいります。また、新たに市内事業者と連携し中間就労に向けての仕組みづくりの検討を行ってまいります。

権利擁護の推進では、新見市成年後見相談センターを中心に、判断能力が不十分な高齢者や障がいのある人などの権利と財産が守られ、安心して地域生活を送ることができるよう相談支援の充実を図るとともに、専門職や関係機関と連携し権利擁護の推進に努めてまいります。また、成年後見制度等の普及啓発や利用促進、後見人支援などを行う「中核機関」として、権利擁護の充実や市民後見人の育成に努めるとともに、法人後見業務を適正

に行い、判断能力が不十分な方の日常生活を支援します。

3つの基本目標に加え、介護サービス事業では、どの事業所においても、利用者の減少傾向にあり、相変わらず大変厳しい状況でありますが、市内全域を対象とする社協事業所としての役割の重要性を認識し、質の高いサービスの提供を行いながら、利用者の確保や経費の見直しに努めるとともに、経営分析を行いながら事業形態についても検討してまいります。

法人運営では、第一次総合経営計画に基づき、組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の確保、財務規律の強化、コンプライアンスの徹底を図るとともに、行政とのパートナーシップの強化により財政安定と住民サービスの向上に努めてまいります。また、職員の働きやすい環境整備や処遇改善にもいっそう取り組むとともに、職員の専門性や資質の向上、有益な人材の確保に努めてまいります。



#### ■地域福祉推進事業

- 1 福祉の心を育てよう ~一人ひとりの福祉の心が育つまち~
- (1) 福祉意識の啓発
- (2) 福祉教育の推進
- (3) ボランティア活動の推進
  - ①福祉大会記念講演ほか
  - ②福祉情報発信 社協だより発行、インスタグラムの開設、Facebook による広報等
  - ③社協会員の加入促進 普通会員・特別会員・賛助会員の募集、社協会費のPR強化
  - ④共同募金運動(赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい募金運動)
  - ⑤小学生向け福祉教育(ちょボラ)
  - ⑥夏のボランティア体験
  - ⑦災害ボランティア推進事業
  - ⑧ボランティア・福祉活動推進事業

- 2 ともに支えあおう ~一人ひとりがつながり支えあうまち~
- (1) 地域での居場所づくり、交流の場づくりの推進
- (2) 気にしあい支えあう活動の推進
- (3) 支えあいの組織づくりの推進
  - ①集いの場推進事業(ふれあいサロンや障害がある人等の当事者サロンなど)
  - ②福祉委員設置・活動支援(福祉連絡会、あんしんカード設置の普及・推進)
  - ③"ストップ孤立"訪問事業

(ひとり暮らし高齢者訪問 · 友愛訪問 · 歳末たすけあい訪問)

- ④地域ささえあい推進事業(生活支援コーディネーター事業)
- ・小地域ケア会議の実施
- ⑤地区社会福祉協議会の支援(地域運営組織設立支援)
- 3 ふだんの暮らしをささえよう ~一人ひとりが安心して暮らせるまち~
- (1) 相談体制の充実
- (2)権利擁護の推進
- (3) 日常生活の支援
  - ①各種相談所の開設(なんでも相談会、心配ごと相談、法律相談)
  - ②生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業、家計改善支援事業)
  - ・支えあいの地域づくり研修会の実施
  - ・フードドライブ(食料寄付)活動・緊急支援事業(食料等の緊急支援)
  - ・ぴおーらキッチン (地域食堂、交流事業)の実施
  - ③法人後見·権利擁護推進事業
  - ・新見市成年後見相談センター(中核機関)の運営
  - ④日常生活自立支援事業
  - ・判断能力が不十分な方への福祉サービスの利用援助や金銭管理等の実施
  - ⑤ 生活福祉資金貸付事業
  - ・低所得者世帯等への資金貸付の相談支援、償還指導
  - ・新型コロナウイルス感染症特例貸付償還の相談支援
  - ⑥福祉車両·福祉機器等貸出事業
  - ・障がい者等の通院や外出支援を目的とした福祉車両や車いす等の貸出

# 書り、仕事 ひとりで 悩んでいませんか。

家計の やりくりに 困っている 公共料金や 家賃が <u>払え</u>ない

ひきこもりの 家族のことが 心配

頼れる人が 誰もいない 失業中で 生活が苦しい

まずはご相談ください

## 相談無料•秘密厳守



新見市生活相談支援センター

**60867-88-6588** 

受付時間:月曜日~金曜日 9:00~17:00

新見市社会福祉協議会(新見市金谷640-1) 新見市地域福祉センター内

#### 新見市生活相談支援センターで



#### ○ご相談をお受けします

電話、もしくは来所にて受け付けています。 来所が難しい方については、訪問もできますのでお電話ください。



#### ②あなたにあった暮らしを一緒に考えます

必要に応じ、他機関と連携しながら相談をお受けします。 また、必要な場合にはプランを立てて継続的な支援を行います。

#### の解決に向けた情報を提供します。<br/>

必要に応じ、活用できる制度や相談先のご紹介をします。



#### ほかにも このような支援メニューがあります

#### 家計改善支援

#### 家計の立て直しや やりくりへのアドバイス

家計状況の聞き取りと、困りご との整理を一緒に行い、家計の 立て直しに向けたアドバイスを 行います。

必要に応じ、プランを作成して、 相談者自身で家計を管理できる よう応援します。



#### 就労支援

#### 仕事さがしのお手伝い

職歴などの聞き取りと、困りごと の整理を一緒に行い、他機関と 連携しながら、再就職に向けた アドバイスを行います。

必要に応じ、プランを作成して、 あなたにあった仕事さがしを応 援します。



#### 緊急支援

#### 食料などの一時支援

様々な事情で今日、明日の食事 が確保できない時に、緊急的に 食料などの支援を行います。

※支援にあたっては、必ず面接を行い、 必要に応じて給付することとしてい ます。



※この事業は、新見市の委託を受けて実施しています。

## 秘密版可

新見市生活相談支援センター

0867-88-6588 受付 月曜日~金曜日 9:00~17:00

新見市社会福祉協議会 (新見市金谷640-1) 新見市地域福祉センター内

せいねんこうけんせいど

# 成年後見制度



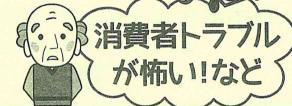
成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が、自分らしく安心して暮らせるように、本人の権利や財産を守り、本人の意思を尊重した生活ができるよう支援するための制度です。

◎例えば・・・

福祉施設の入所などの契約ができない!



預貯金の管理や 解約ができない!







新見市成年後見相談センター

**20867-72-7306** 

受付時間: 月曜日~金曜日 9:00~17:00

#### ●後見入ってどんな人がなれるの?

家庭裁判所が、成年後見制度を利用する人の権利を守るという重要な責任を 果たすのにふさわしい人を選任します。制度を利用する人(本人)の心身の状態や 生活状況、成年後見人となる人の職業や経歴、本人との利害関係の有無、その他 一切の事情を考慮し、親族のほか、弁護士や司法書士、社会福祉士、法人などから 選任されます。

#### ●手続きの流れ

- ・預貯金の管理や解約ができない。
- ・福祉施設の入所などの契約ができない。
- ・自分に不利益な契約をしてしまう。 など、判断能力が低下してきたら…



関係機関や弁護士・司法書士 新見市成年後見相談センター等に相談 ★まずは成年後見の申立を!!



成年後見人等の決定

成年後見人等による支援

#### ●成年後見人等は本人に代わって次のことができます。

身上監護

本人の意思を尊重し、心身の状態及び生活の状況に配慮した支援を行います。

例) 高齢者施設、介護保険サービスの各種手続きや費用の支払い/ 障害福祉サービスの利用手続き/定期的に訪問し生活状況の確認など

財産管理

本人に代わって財産管理を行います。

例) 印鑑、預貯金通帳の管理/収支の管理/不動産の管理など

#### 令和6年度第1回

### 介護者のつどい



在宅で介護をしているご家族を対象に『心身ともにリフレッシュ』や『介護者同士の交流』を目的に「介護者のつどい」を実施します。

楽しいひと時を共に過ごせるよう、みなさまのご参加をお待ちしています。

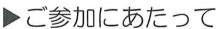
▶日 時 令和6年6月22日(土)

10:00 ~ 15:00

▶場 所 地域福祉センター

同時開催

介護者のつどい くつろぎの家



	介護者のつどい	くつろぎの家
対象者	新見市内在住で在宅にて高齢者等の介護をしている方。 ※高齢者等の要介護認定の有無は問いません。	新見市内在住の介護が必要な方で、 介護者が「介護者のつどい」に参加 されている方。 ※当日居宅サービス等の利用が困難 な方。
定員	15人	10人
参加費	1,500円	1,200円 (入浴なしの場合800円)
持ち物	参加費・エプロン・三角巾 フェイスタオル 1 枚	参加費・バスタオル 1 枚 タオル 2 枚・着替え・薬 ビニール袋(濡れた物を入れる)

#### 主催・申込み先

社会福祉法人 新見市社会福祉協議会 本 所

所 272-7316

ひと休み~

大佐支所

☎ 98-3119/神郷支所

**☎** 92−6677

哲多支所

☎ 96-3111/哲西支所

**☎** 94-3333

#### 当日のスケジュール

時間	介護者のつどい	時間	くつろぎの家
8:30~ 9:45	各地〜 地域福祉センター	8:30~ 9:45	各地〜 地域福祉センター
9:45~ 10:00	受付	9:45~ 10:00	受付
10:00~ 12:00	お楽しみタイム やってみよう!そば打ち体験! 新見市社会福祉協議会職員 参加者交流及び情報交換	10:00~ 12:00	健康チェック 入浴・体操 趣味活動
12:00~ 13:00	昼食	12:00~ 13:00	<ul><li>昼 食</li><li>※きざみ食・ミキサー食・</li><li>アレルギー食 対応可能</li></ul>
13:00~ 14:20	ゆとりタイム ヨガで心身ともにリフレッシュ♪ 講師 ヨガインストラクター 三村 幸子 氏	13:00~	休 養 体 操 レクリエーション
14:20~ 14:50	ティータイム	15:00	おやつタイム 閉 会
14:50~ 15:00	閉会		
15:00~ 16:45	地域福祉センター〜 各地	15:00~ 16:45	地域福祉センター〜 各地

当日はご自宅まで お迎えに上がります。 お迎えの時間は 開催日までに 連絡いたします。 申込みの際に以下のことをお聞きしています。

介 護 者▶住所、氏名、年齢

要介護者▶住所、氏名、年齡、病状、

食事、服薬等

参加申し込みは

6月12日(水)までに

お願いします。



#### 地域での暮らしを応援します



気軽にご相談 ください

### 福祉車両貸出のご案内

#### 車いす対応車両

軽四



スズキ エブリイワゴン(本所)

普通車



ミツビシ デリカ (本所)

#### ストレッチャー対応車両

普通車



日産 キャラバン(本所)

#### 回転スライドシート車両

普通車



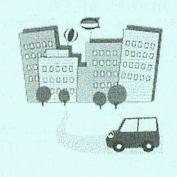
トヨタ ハイエース(本所)

#### 10人乗りワゴン車

普诵重



トヨタ ハイエース(本所)



#### 社会福祉法人 新見市社会福祉協議会

新見市金谷640-1 (新見市地域福祉センター) 電話 0867-72-7306

#### 社会福祉法人 新見市社会福祉協議会

#### 福祉車輌貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共交通機関を利用することが困難な者に対し、社会福祉法人新見市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が所有管理する福祉車輌貸出を実施することにより、当該市民の利便性の向上と生活圏の拡大を図り、福祉の増進に資することを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 福祉車両貸出の対象となる者は新見市内(以下「市内」という。)に住所を有し、車いすを使用している者若しくは歩行が著しく困難な者、又は本会会長(以下「会長」という。)が適当と認めた地域福祉活動若しくはボランティア活動等(いずれも共通の趣味を持つ者によるクラブ活動等を除く)を行う市内に住所を有する個人、団体とする。

(使用目的)

- 第3条 福祉車両の使用は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
  - (1)病院、施設、公共機関に出かけるとき。
  - (2) レクリェーション等への参加のとき。
  - (3) 買い物等の日常生活。
  - (4) その他、使用するのに特別な理由があると会長が認めたとき。

(使用期間)

第4条 福祉車輌の使用期間は、原則として使用目的の日1日とする。ただし、会長がやむを得ない理由があると 認めたときは、これを延長することができるものとする。

(使用申請)

第5条 福祉車輌を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、使用許可申請書(以下「申請書」という。) な会長に提出するものとする。

(使用許可の要件)

第6条 使用者から申請書の提出があったときは、会長は使用目的が適切であるかを審査し申請順に運行予定の空いている日について使用を認める。ただし、本会が使用しなければならなくなった場合には、使用者に使用日の変更を求めるか、使用許可を取り消すことができる。

(運転者)

第7条 福祉車輌を運転する者は、申請書に記載した者とする。

(使用者の負担と義務)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 障害又は疾病のため療養中の者が使用する場合は、必ず主治医の許可を得、使用者において介護者をつけ、 使用中の健康管理に責任を負うものとする。
- (2) 使用者は、福祉と奉仕の目的達成に意を用い、申請書に記載された目的以外に使用しないことはもちろん、使用に関し必要経費以外の金銭又は物品の受贈行為があってはならない。

(3) 使用者は、使用に要する燃料代、使用中の棄損等による修繕料などの実費を負担しなければならない。

- (4) 使用者は、福祉車輌の借り受けから返却までの間は、善良なる管理者の責任を負い、運行上の安全・事故防止に努めるものとし、万一事故等の発生に遭遇した場合は適切な応急処置を行うとともに、速やかに本会へ届出なければならない。
- (5) 福祉車輌の使用により生じた損害賠償等は、当該福祉車輌に係る自動車損害賠償保険(対人対物無制限、人身傷害3千万円、車両保険)等で対応できるものを除き、一切の責任(車両保険の免責部分5万円の支出を含む)は使用者が負うものとする。

(委任事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附目

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

#### ご家庭(事業所等)に眠っている食品大募集 「フードドライブ」

## 食料品の寄付をお願いします

#### フードドライブとは

食品ロスを減らし、ご家庭や 事業所などで眠っている食料 品をお預かりして生活に困窮し ている方からの相談を受けた社 会福祉協議会が、その方の生 活状況に合った食品を無償で お配りするものです。

#### 食料品受付期間



随時募集しています。

土日を除く9:00~17:00

#### 寄付いただきたい食品

- □ インスタント食品・レトルト食品
- □ 缶詰・ビン詰
- □ その他の食品は要相談

(272-7306)







#### △ 守っていただきたい事

~チェックリスト~

- □ 常温保存ができる食品
- □ 未開封の食品
- □ 長期保存のできる食料品で 賞味期限が3か月以上あるもの
- □ すべてにおいて常識の範囲内で 古くないもの

#### お問い合わせ・食料品受付

#### 社会福祉法人新見市社会福祉協議会

**〒718-0016** 

新見市金谷640-1 (新見市地域福祉センター)

20867-72-7306

(新見市在宅医療・介護連携支援センター受託団体) 一般社団法人新見医師会 会長 太田隆正 (公印省略)

#### 医療・介護従事者研修会の開催について (ご案内)

日頃より新見市在宅医療・介護連携支援センターの活動にご理解とご支援をいただき、厚く 御礼申し上げます。

さて、令和6年度第1回多職種連携・人材育成研修会を下記により開催いたしますので、ご 案内をさせていただきます。新見地域におきましては、比較的「多職種連携」が図れていると いわれていますが、まだまだ他職種の方の顔が分からない、他職種の仕事の内容が十分理解で きていない、連携を図りたいが敷居が高いなどという声も聞こえてきます。そこで、今回はワ ールドカフェ形式の多職種連携会議を開催し、お互いの職種の理解、新見市の現状や今後のこ となどに前向きに話し合いたいと考えています。グループワークは苦手という方も、お菓子を つまみながら気楽に話ができよう計画しています。つきましては、貴所属の職員のご出席につ いてご配慮いただきますようお願い申し上げます。

なお、本研修会は岡山県介護支援専門員協会新見支部の皆様にご共催いただいております。

記

- 1 研修名: 令和6年度第1回多職種連携・人材育成研修会
- 2 日 時:令和6年6月20日(木) 18:30~20:30
- 3 場 所:新見市地域福祉センター 多目的ルーム
- 4 内 容:多職種連携会議を開催(ワールドカフェ形式)
- 5 テーマ:1) ①新見市の専門職が今より仲良くなるために必要なことは? ②自分(の職種)を活用してもらえたら、こんなにお得!
  - 2) 新見の現状、今できていること、今後してみたいことは?
- 6 対象:医療・介護関係者

<u>様々な職種方との意見交換ができるよう、多くの職種の方のご参加をお待ちしていま</u> す。お誘いあわせの上、ご参加ください。

7 申し込み方法等:

申し込み用紙にご記入の上、<u>FAXにて</u>お申し込みください。 グループ分けの都合上、今回は<u>経験年数の記入</u>もお願いいたします。

申し込み締切:令和6年6月13日(木)まで

#### 9 その他

- ・当日体調不良の方は参加をご遠慮ください。
- ・グループ分けの都合上、都合で欠席される方は必ず早めにご連絡をください。

新見市在宅医療・介護連携支援センター まんさく

電 話:0867-88-8270

FAX: 0867-71-0309

※開催通知、申込用紙については、新見地域在宅医療支援システム研究会(旧新見医師会在宅医療連携拠点まんさく)ホームページからもダウンロードしていただけます。

※一人につき1枚の申し込み用紙で申し込みをお願いします。

#### FAX 71-0309

新見市在宅医療・介護連携支援センターまんさく 宛

## 令和6年度 第1回多職種連携·人材育成研修会参加申込書

参加者名	
職種名	
上記職種の 経験年数	( )年目 ※経験年数によりグループ分けをしますのでご協力お願いいたします。
事業所名	
電話番号	

連絡事項等があればご記入ください

締め切りは6月13日(木)です

#### 令和6年度 新見地域年間会議等計画一覧 前期

団体名	項目		4月	**	5月			6月		_	7月			月		9月	1		10月			11月		12月	1		1月		;	2月		3月	
	新見地域医療ネットワーク						3		$\neg$	T															$\top$								
高齢者支援課 (新見市地域包括支援センター)	在宅医療・介護連携推進協議会								_	2			+							$\Box$				+	+		-						
	市民講演会								1				+		7 認知		+			$\vdash$			22 ACP		+	-				_			
在宅医療・介護 連携支援センターまんさく	多職種連携・人材育成研修会(3回)								20	_				-	認知	印症	-			$\vdash$			AGP	+	+	-		-		-			
	在宅看取りを考える会(未定)									+															-								
	認知症研修会						-	_		- /			+		+,	,								+	+				4	-	_		
	定例会・セミナー・サロン											30 例会	+		+						定例会				$\Rightarrow$			-	定例会	-			
岡山県介護支援専門員協会新見支部	多職種連携・人材育成研修会(3回)				1,5			_	20		足		-	<b>—</b>											+	4		-		-	-		
	ふれあいミーティング(ドクターネットワークが主催)			-		-1	_						+	+				4					<b>→</b>	_	+				$\vdash$	+	1		
						1 14		_	$\dashv$						V.						-	+		_	+	-				+			
	健康づくり連絡会(未定)			_			-+	_	+					1										$\rightarrow$	+					_			
健康医療課	健康づくり推進大会(未定)			+					+	1			-											+	+					_			
	心の健康づくり講演会						-	+	+				+		+	A							_	•			_			+	+		-
	ゲートキーパー養成講座	+			3 200		-	+	$\dashv$				+	-	+	+	+								+	-				+	-		
	ラジオ体操講習会							-	_				+		+			-			1		<b>→</b>		+	1	-				-		
	シミュレーショントレーニング(年2~3回)	-					-	+	$\dashv$	+		20			+			+			9		30		21		-			+	_		+
PIONEプロジェクト	Advance life supportコース (随時)							-	$\dashv$			20	+		-		-			-	7		200	+	- 21		_		$\vdash$	+	$\overline{}$		
TIONES AS EST	こどもメディカルラリー							-	+	+		+	+	_	+					$\vdash$	10		45	+	+	-	-	-		+	+		
	高梁・新見地域医療構想調整会議					-	-	+	-			_	-	_	+	_	-	-		$\vdash$	10		4		+	+-	-			+	_		
	同来: 初光地域區 (京傳 )							+	+			_	+				+						_	+	+		-			$\mp$	+		
岡山県備北保健所 新見支所				_		-			-	+	,	従事	者	-	+		-	管理者		_					+	_				+	_		-
				-				+										-					_		+				$\vdash$	+		-	
	保健従事者研修会		-	_			-	+	$\dashv$	-	-	_	+	_	+			-		$\vdash$		-	_	•	+		<b>—</b>		$\vdash$	$\rightarrow$	+	_	
	大学祭(鳴滝祭)		-	_	18-19				-				_		+										+		-		-	+	_		
新見公立大学•大学院	NIU-KTSM食事介助実技セミナー		2	27	-			-	-				_	_	-					$\vdash$	2	_			+		_	_			+		
	NIU鳴滝塾・研究科定例シンポジウム			-		5.3		15	$\dashv$				_		+					-					+					_			1
	にいみゆめのぼけっと						_	_	$\dashv$				$\perp$		+					$\vdash$				8	_					+	_	/	
	学術講演会				22	_																							$\perp \perp$		4		
新見医師会	新見地域在宅医療支援システム研究会		3	30		28			25			30	_	27			24			29			26					28		2	25		25
	岡山県医師会移動会長室事業 (未定)								4				_		1.							1.4						4.17	$\sqcup$				
	認知症ケアパス普及研修会			-					4						6	9											1	V .0	-	一			
	支部集会				11/2					6			$\perp$																				
1	研修会•役員会						0			6		1			C	)		5	18		1-2		30				0		$\perp \perp$		0		
岡山県看護協会新見支部	看護研究発表会					1																							$\perp \perp$		22		
	施設代表者会議				187	- 1						-								18								100					
	看護就職フェア(未定)					, "																				- 1 7							
	交流会				4.5				22													ron I											
薬剤師会	薬と健康の週間			13.						_ 1		X				1					上旬(未足まつり:啓	E) 大佐る 発事業	るさと					July.					30
	ピオーラカフェ					22					5-1	24				-	25						27					22				v I	26
	家族介護者のつどい・くつろぎの家							22		_							100				4		-			71 2	1 -						
新目市	ふれあいサロン各地区、サロン交流会	市内66	会場で毎月	実施												→研修会	-						-										1
新見市 社会福祉協議会	福祉連絡会・小地域ケア会議、地区社協情報交換会	福祉連絡	格会等 市内	内各地区・	随時	1 -	地区社協作		<b>≘</b>		L. L											w.			$\top$	11.5							, .
,	災害ボランティア養成講座				7		4		<b>→</b>	i E															+	100	Į,						TE
	福祉大会・権利擁護推進セミナー・なんでも相談会							$\neg$				-		31 相談:	+	20 推批大		+			権利擁護	セミナー	<b>→</b>		+		1			15 相談会			